

第8回公判(12月9日)報告
第8回公判前の宣伝活動の様子
第8回公判後の報告会の様子
第8回公判後の活動
次は第9回2月16日



3月下旬に集会を開催します。

第9回公判前の宣伝活動 今回も東京地裁前で宣伝活動を行います。

(付録編 被告準備書面(3)の虚偽等について)

次回第9回公判は来週の月曜日、2月16日(月)午後4時半～526号法廷です。
傍聴をよろしくお願ひします。

公判前、午後3時～4時、東京地裁前で宣伝活動を行います。

報告会は弁護士会会館5階 504号室で17時から行ひます。

第8回公判報告(2008年12月9日)

昨年、2008年12月9日に第8回公判が行われました。今回も大勢の方が傍聴したださったおかげで、50人定員の傍聴席が埋まりました。今回は前回裁判官から出された争点整理案に対して、原告から「原告意見」を出しました。また原告からは他に(原告)準備書面(5)と「原告証拠説明書(12)」((原告)準備書面(5)での立証と関わる証拠書類)さらに証人尋問についての申出である「証拠申出書」提出しました。

被告側準備書面(3)

詳しいコメントはホームページのほか、このニュースの[付録編\(別紙\)](#)をご覧ください。

被告からは(被告)準備書面(3)とやはり、証人尋問についての申出である「立証計画書」、そして「証拠説明書(3)」((被告)準備書面(3)での立証に関わる証拠書類)が提出されました。被告、東京都教育委員会側は、またしても後だし理由となる事項を追加提出し、疋田教諭はうそつきだという表現をくりかえしています。

原告側準備書面(5)など 原告側の主張(一部)

原告、こちら側の準備書面では、処分理由に使われた聞き取り調査記録や、処分理由には書かれなかった後だし理由としてこれまで提出されてきた事項について、その論理的不合理性を指摘し、また裏づけ証拠を用い、その虚偽性を強調しました。

例えば2003年5月の体罰事件のあと、それ以前の事件として後から問題にされた事件については、「こぶしで3回なぐ」という虚偽の記述が処分理由書に書かれており、この間、この点も反論してきましたが、今回、当時の当該生徒だった方が、疋田教諭は殴っていないとする証言を書いてくれました。その方は、自分が教育委員会から聞取られたこととは異なる事実が記録されており、それが処分理由に書かれていたことを最近知り、驚いたそうです。そして、殴っていないという事実とともに、当時の様子をその陳述の中で証言していただきました。さらに疋田教諭を解雇することは不当であるという意志表示までしていただきました。

疋田教諭が生徒に暴力を振るってしまったことは事実であり、それは確かに問題です。しかし、もし、その暴力行為から類推して、疋田教諭は改善できないほどの悪い性質をもっているため教師として不適格だという結論に導くのであれば、処分を検討する側は、その行為がどの程度のものであったかを正確に把握すべきです。なぜならそこでの判断には、当該行為から推測される（教諭の）「性質」という、人間の可能性を否定する、人権侵害を犯すおそれのある評価の主張が含まれているからです。まして、そこに意図的に虚偽・歪曲を挿入することなど許されません。判定材料にする暴力行為に虚偽の事実を付け加えて脚色するなどということは、むしろ、処分を検討した側の不正行為として、その犯罪性が問われる行為ですらあります。

今回の事件、疋田教諭が分限免職処分されるまでに至る過程では、「PTA 役員会代表」という差出人名で、疋田教諭を非難する「要望書」という文書が2003年10月に出されました。この「要望書」が疋田教諭への校地外研修命令やその後の当該事件以外についての、時期を遡った事柄についての聞き取り調査の実施において、時にその根拠として使われました。

そこでは、

まず、本校教諭 疋田 哲也教諭に対して社会人としての常識的かつ適切な処分を、一日も早く通告していただきという200件以上の苦情や意見が、私達PTA本部に寄せられていることをご報告致します。そこで、寄せられた苦情や意見、また問題点を以下に列記します。

として、疋田教諭に対するさまざまな誹謗中傷が書き並べられました（この「要望書」は全文をホームページにアップしてあります）。これについて、疋田教諭自身が、人事委員会での最終陳述の中で、一つひとつ反論しています（この最終陳述も全文アップしてあります。また反論箇所のページについては、「要望書」へのコメントで紹介しておきました）。

実はこの誹謗中傷については、上記のような疋田教諭自身による反論だけでなく、さらに教え子で支援者になってくださっている別の方が、その一つひとつについて、それらが偽りであることを、生徒の立場から、また、さらに後輩達への聞き取り調査もふまえて、陳述書に書いてくれました。これは前回第7回の公判で裁判所に提出しております。

この裁判では、ほかにもさまざまな虚偽がその主張で使われています。

例えば、被告側はその準備書面で、疋田教諭が上記とは別の2003年5月の体罰事件で、親との話し合いのときに「ラケットを投げつけた」と記述し、冷静な会話が行われていた事実と反し、あたかも疋田教諭が当該生徒の親を脅迫したかのように脚色して表現しています（被告準備書面（2）2008年8月4日）。その被告側準備書面の記述は、処分の根拠とされる文書をもとに書かれていますが、しかしその文章に書かれているこの部分自体が虚偽の記述なのです。

今回、この裁判を起こしたことで、分限免職処分の根拠にされた文書が被告側から提出され、公開されました。そこでそれらの文書に虚偽がちりばめられていたことがはっきりしてきました。被告側の主張の中のたくさんの虚偽と、虚偽を含んだ証拠書類は、疋田教諭が、実は、そうした虚偽にもとづく文書（聞き取り調査記録ほか）と事実の歪曲によって、教師として「不適格」であるというイメージを意図的につくりあげられ、分限免職処分という判定に故意に追い込まれていったことを、はっきりと示しています。

今回の事件では、一般社会でも通用しない、悪意をもった虚偽証拠文書づくりが仕掛けられていたのです。そして被告側は「研修」すら、実は改善のためのものではなく、学校現場から教師を引き離す方便だったと、臆せず証言しています。そのような「研修」は「研修」の名に値せず、むしろ「拷問」に近い処分です。

教育行政が、公正な判断に対する無責任な対応という問題以上に、むしろ犯罪性を帯びた悪質な処分を行ったのだということが、この小平5中事件で明らかになりつつあります。

第8回公判前の宣伝活動の様子

今回も雨に見舞われました。はじめ二人で宣伝活動をはじめましたが、みなさん次々と参集してくださり、総勢7人でチラシを配り、トラメガで訴えました。



首からぶら下げたアピールカードが風に舞い、チラシは雨にぬれてすぐ使い物にならなくなってしまう。そして傘をさしながらのチラシ配りは大変でした。しかし、傘をさす手の指に挟んでチラシをもっていってくださる方もいらっしゃいました。



第8回報告会の様子

14名の方が参加してくださいました。いつものように多彩なメンバーで、報告会は毎回参加しているけれど傍聴は久々という方ほか、疋田教諭が小平5中で指導していたソフトテニス部の卒業生も傍聴から報告会まで参加してくださり、被告側が今回改めて出してきた、事象（元素記号の覚え方）に、「こんなものを問題にするとは」と苦笑していました。

その他、証拠にするような文書を勝手に書き換えることが、学校の中で実は結構行なわれているのではないかと、いろいろ思い出されてくると、それぞれが経験している具体的な事例が挙がってきました。校長が、こういう規則だからこうしろというので仕方ないかと思いつつも、改めて調べてみたら、勝手に規則の項目が付け加えられていることがわかったこともあったそうです。他の先生に関する事で、その先生が特に大きな問題にはしなかったのもそのまま過ぎてしまったけれど、いい加減なことを根拠にさまざまな処置・処分が行われていることが意外と多いのではないかと、改めて気づかされました。

また、都教委が「私物」を学校においていることを問題として強調したがるのは、授業を教科書だけでやらせようという意図からではないか、教師がさまざまな教材をつかって工夫して教育をすることは、教師を、またその教育内容を統制しようとする意図に対する障害になるとみているからではないか、という指摘も出されました。

さらに、いよいよ証人尋問になるけれど、人事委員会のときにも証人尋問を行って、この処分が問題であることがずいぶんはっきりと明らかにされたのに、ふたをあけると、裁定はまったく、そういうやりとりの成果のかけらもないようなもの、都教委側の主張をうわぬりしただけのものに終わった。今回もそうなりはしないか不安だという発言もありました。

そういうことにならないように、裁判の経過をしっかりと、広く伝えて、世論に訴えていかなければならいと痛感させられました。

また、毎回署名をたくさん集めてくださっている方から、「何度も語っているが、この裁判のことを一般の方たちに理解してもらうのは大変なことだ。そこで実は、自分はいつも署名をお願いするときには、事前に、それぞれの人に分かりやすいような形で丁寧な手紙を書き、理解していただく努力をしている。そのようにしてはじめて、署名を集めることができるという状況だ」との発言もありました。本当に頭のさがる思いで伺いましたし、この裁判の意味をわかりやすく、多くの方に伝えていく努力をさまざまな形でやっていかなければならいと改めて思いました。

さらに、お子さんが中学校で体罰を受けて酷い被害を被り、今、その体罰を行った教員を辞

めさせるための運動に取り組んでいる支援者の方が、この裁判のことを知ったきっかけを詳しくお話をいただきました。「実は、自分は「体罰」を行う教員はどういう意識をもっているのか、処分に不服を申し立てるといのはどういう不当な考えをもっているのかと、体罰教師を辞めさせる運動の参考にするために、その情報をインタ - ネットで探しているうちに、この裁判のホ - ムペ - ジに出会ったのだ」とのこと。そして公判を傍聴し、報告会に参加し、疋田教諭のことを直接、より詳しく知って、今度はむしろ疋田教諭を支援する立場になってくださいました。

この裁判への理解の輪を広げるための難しさ、しかし、輪を広げることで、この裁判の真の可能性が開かれる、その期待が示唆されていたように思います。つまり、単に、「教員」の立場を守るということではなく、「体罰」についていえば、その真の克服、真の教育を守ることにこの裁判はつながる。「体罰」なくすという理念を、ご都合主義に、悪用し、実は真の教育をつぶす道具にしていく動向を見抜き、克服しなければならない。そのことを強く訴えていかなければならないと思います。

また常識では考えられない、だれがみても嘘、偽りの証言、あるいは証言を勝手に書き換えた文書によって、見せしめのような処分が行われている。そして教育現場での細かな状況が一般にはなかなか分かりにくいことをいいことに、きわめて表面的な、思慮のない平板な感覚に訴える主張を繰り返して、処分を肯定しようとしている。今回の処分、そして存在意義を疑われる無責任な人事委員会裁定。これを繰り返させないためにも、本当の思慮深い民衆感覚で、この裁判を監視する輪を広げていかなければいけないと、改めて強く感じさせる報告会となりました。

第8回公判後の活動

12月9日の公判のあとも、疋田教諭は精力的にさまざまな集会に参加し、多彩な方々と交流し、この裁判への関心を広げています。

第8回公判以降の疋田本人の傍聴・署名請願等の活動報告

12月18日 小平教員文化研究会（ゲストあり）

20日 レイバーフェスタ東京ブース参加（ゲスト協力あり）

23日 科学者会議個人会員交流会参加

26日 都庁前 OneDay アクションにギター弾き語りで参加

都教委に根津・河原井先生の分限免職させないように請願書を読み上げ提出

1月14日 根津・河原井裁判・東京高等高裁傍聴

文部科学省記者クラブを訪問し疋田分限訴訟裁判を宣伝

16日 日の丸・君が代ゼッケン処分不服申請の人事委員会傍聴

17日 東京都性教育宿泊研修に参加

18日 笠原進新座市共産党市議の交流会に参加

24日 国連子どもの権利条約「つくる会」起草委員会に参加

31日 学校に言論の自由を求めて!集会に寸劇で参加

2月5日 ベルクの話を聞く会に参加

7日 とりもどそう東京に憲法が生きる教育を東京集会に参加

支援者のお一人がピラ配りに協力

8日 都教委包囲ネット総決起集会に参加

10日 あんにょい・ハイサイ・わくわくフェスタ実行委員会参加

11日 レイバーネット拡大会議に参加

次回第9回は2月16日

公判のあと、すぐに、傍聴し、報告会にも参加して下さった支援者の方から以下のようなメールをいただきました。

「今日の公判では、裁判官が丁寧に対応しており、報告会での福島弁護士の解説を聞かなくとも、2～3回証人尋問がありそうだな、ということが分かりました。また、都教委側の白髪の弁護士が、証人尋問に消極的なのもよくわかりました。『勢い』『やる気』が疋田教諭側にあるのが、よくわかります。ですから傍聴する気になります。次回もたくさんの傍聴があるといいな、と思います。」

報告会でも、今回の公判は、ようやく双方のやりとりが見えてきたという発言もありました。

次回第9回は来週、2009年2月16日(月)午後4時半から、第526号法廷で行います。今度は月曜日です。是非、傍聴していただければ幸いです。

またメッセ-ジなどお寄せください。ホ-ムペ-ジ等で紹介させていただきます。

3月下旬に集会を開催します。

裁判は第9回のあとは、いよいよ証人尋問に入っていきます。

そこで、弁護団としては事前の記者会見を行って、この裁判の説明をしたい(記者レク)と考えています。

またさらに大事なこととして、多くの人、全国に呼びかけて、この裁判のことを知ってもらい、支援の輪を広げる集会を行いたいと考えています。多彩な支援者の方々に支えられているこの裁判の特徴もアピールし、それぞれの方から、この裁判の意義を訴えていただけるような集会にしたいと思います。今度の公判後の報告会で改めて提案させていただきます。是非、みなさま、アイデアをお寄せください。

この間、疋田教諭は不当解雇、教師・教育攻撃に抗議するさまざまな集会に参加し、学校での教育実践で鍛えたパフォ-マンス企画にも力を発揮しています。集会をビデオにとってもらい、これをまたアピールに活用しよう、アピールするTシャツをつくってはどうか、たまってきた裁判ニュースを冊子にして配布しよう等々、さまざまな提案も支援者のみなさまからいただいております。

京都、大阪、岡山と、この間、教員の分限免職を不当とする判決が続いており、それらの裁判情報にも学ばせていただいております。、その他、七生養護学校の「ここから」裁判、日の丸君が代予防訴訟ほか、さまざまな裁判と、またさまざまな攻撃に対抗する運動と連携しながら、運動の輪を広げていきたいと思っています。

よろしくご指導、お願いいたします。

第9回公判前の宣伝活動 今回も東京地裁前で宣伝活動を行います。

12月9日(火)午後3時～4時まで行う予定です。お時間の許す範囲、途中からでもかまいませんので、ご参加いただければ幸いです。ご自身でメッセ-ジを書いたポスタ-、そのほか、面白い小道具をつくってくださるとたすかります。事務局でもいくつか用意します。支援者の方がジョニ-マ-クを載せたTシャツの試作品をもってきてくださいます。

セ-タ-の上からかぶって、みんなでアピールできればと期待しています。また、可能なら何か、昇り旗か、簡易横断幕など作ってみてもいいかなあと考えています。工作が得意な方、是非自発的にパフォ-マンスグッズをおつくりください。よろしくお祈りします。

今回もトラメガをもっていきます。語りたいことがありましたらどうぞご用意ください。もちろん地声でも構いません。

よろしくお祈りします。

編集後記 「ジョニ-」グッズの紹介

DVD



支援者の方が疋田教諭の教育実践のビデオ（一部をまとめたもの）をDVDに焼いて、複製してくださいました。ご希望の方はご連絡ください。エイズ教育の実践、性教育の実践、また理科で生徒たちが取り組んでいるマジックなど、興味深い、また感動的な内容が上手くまとめられています。

ブックマ-ク(しおり) 昨年12月、小平教員文化研究会のメンバ-が「ジョニ-を学校に返せ!!!」のブックマ-クの増刷にとりくみました。使いやすさを考えて紐なしにしたそうです。みなさまのところで、作って、使っていただけるようであれば、版下はいつでもファイルでお送りします。裁判チラシの配布、署名集めなどのときに、ご活用ください。



署名も継続して集めています。毎回公判のときにたくさんもってきてくださる支援者の方がおり、とてもありがたく思っています。署名集めにより、支援の輪を広げることの重要性を今回の報告会で改めて自覚させられました。

あまりお金をかけない運動を心がけていますが、カンパも送金等いただき、とてもありがたく、今後の運動に生かさせていただきたいと思っています。

陳述も、また、ホームページに掲載可能なメッセージも、続けて募集中です。

どうぞよろしく願いいたします。

また郵便振込口座・ゆうちょ銀行口座システムの変更で、「ジョニ-の会」の郵便振込口座に、他の金融機関から振込できるようになりました。

公判後は弁弁護士会館5階504号室で17時から報告会を行います。

疋田哲也教諭分限免職取消訴訟支援の会（ジョニ-の会） 事務局 荒井容子

事務局 eメール yfe12833@nifty.co

ホームページ <http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

郵便振替口座名 疋田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニ-の会

口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コ-ド 9900 店番 019 店名 ○一九店(セ'ロイチキョウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダ'キョウユブ'ンゲ'ンメンシヨクトリケシソシヨウシエン